

■ Article (vol.9) ■

最新の規制緩和の動向

日税連規制改革対策特別委員会 副委員長 宮川雅夫

1. 業務独占資格に関する規制改革政策の経緯

業務独占資格に関する規制改革が議論される端緒となったのは、平成9年12月に「行政改革委員会」が公表した「最終意見」であった。

そこには、「資格制度の業務独占規定により、特権意識を持った有資格者が特殊なムラ社会を形成し、競争を排除し、サービスの質の低下と価格の高止まりを招くので、自由競争を促進するために、無資格者にも市場を開放し国民の自己責任原則に基づく市場原理を導入すべきである」という衝撃的な記述がなされていた。

平成10年に、「行政改革本部」(内閣総理大臣が本部長)内に「規制緩和委員会」(宮内義彦委員長)が設置され、その後、「規制改革委員会」→「総合規制改革会議」→「規制改革・民間開放推進会議」→「規制改革会議」と組織を変更してきたが、業務独占資格に関する規制改革をめぐる各士業団体との攻防は現在も続いているのである。

もっとも、当初の業務独占資格そのものを否定するような議論は、その後トーンダウンし、平成11年の「規制緩和推進三カ年計画(改訂)」が、「業務独占資格については、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき計画期間内に所要の措置を行う。」との方向性を示したことを契機とし、業務独占資格の存置を前提とした具体的施策を模索することとなった。

規制緩和政策は、時を同じくして検討されていた税理士法改正案にも多大な影響を与えることとなり、「税務訴訟における補佐人制度の創設」「受験資格要件の緩和」「試験免除制度の見直し」「資格者団体の業務及び財務情報の公開」「資格者団体の役員に資格者以外の者を任用」「会則による報酬規定の廃止」「会則による広告規制の見直し」「税理士法人制度の創設」等の制度改革が改正税理士法に盛り込まれた。

これらの施策と引き換えに、税理士制度の生命線ともいべき業務独占規定は維持されることとなり、税理士制度をめぐる規制改革論議は一応の決着をみただけであった。

しかし、資格制度の見直しについての政府の基本的な考え方は現在も維持されており、昨年12月25日に「規制改革・民間解放推進会議」が公表した「規制改革・民間解放に関する第3次答申—さらなる飛躍をめざして—」は、「公的資格制度」が、「国民の権利と安全や衛生の確保、取引適正性を図るため、厳格な法的規

律に服する資格者を置き、安心できるサービスを国民に提供する」という目的に
適う制度であるとの評価をしながらも、「業務独占資格」については、「当該業務
サービスに係る競争が制限される弊害がいまだに残っている。」として、業務独占
規定・資格要件・業務範囲等の資格制度の在り方を更に見直すべきであるとして
いる。

2. 当面の課題

本年 5 月 30 日、規制改革会議（草刈隆郎議長）は、「規制改革推進のための第
1 次答申－規制の集中改革プログラム－」を公表し、多岐にわたる分野について
改革の方向性を示した。

この中で、資格制度については、「懲戒処分等の適正な実施」と「資格者に関す
る実務実績等の情報開示の推進」の 2 項目を掲げている。

第 1 に、業務独占資格における懲戒処分等の基準をガイドライン等により明確
化するとともに、処分の内容等をインターネット等の手段により公表することを
求めている。

これは、近年における公認会計士や建築士による法令違反事件に対する社会的
な批判を意識しているものと思われる。

第 2 に、事務系の業務独占資格について、国民が資格者を主体的に選択できる
ように、資格者に関する情報の開示について検討することを求めている。

これは、サービスの利用者である国民は、現在のところ業務を依頼する際に、
資格者に関する得意分野やこれまでの業績などの情報を入手することが難しく、
どの資格者に依頼するのが良いか選択するための判断材料が不十分な状況にある
ことを踏まえて、国民の利便性に資するための施策を求めるものである。

具体的には、主管官庁は、事務系の業務独占資格に関して、資格者団体と協力
して、資格者の氏名・事務所所在地・連絡先・専門分野・懲罰等、国民に有用な
情報の開示について検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境
を整備すべきであるとしている。

この答申を受け、政府は、6 月 22 日に、「規制改革 3 か年計画」を閣議決定し
た。

税理士制度に関する当面の課題は、①懲戒処分等の適正な実施（平成 19 年度措
置）及び②資格者に関する実務実績等の情報開示の推進（平成 19 年度検討、結論）
の 2 点である。

このうち、①については国税庁が中心となって検討することになると考えられ
るので、日税連が対応しなければならないのは②のテーマである。

3. 日税連の方針

日税連の池田隼啓会長は、先の会長選考の過程で、「間違っただけの規制改革は断固として阻止しなければならない」との方針を示し、税理士制度を維持発展するためには、「税理士業務の無償独占」と「強制入会制度」を堅持しなければならないとの認識を明確にした。

これらの制度を維持するためには、規制改革会議等の中で、正面から議論すると同時に、政府の政策として示された個別の課題にも真摯に取り組んでゆく必要がある。

本年度の課題となった「資格者に関する実務実績等の情報開示の推進」についても、国民の利便性に適う制度改革を推進する観点から対応すべきである。

因みに、日弁連は、本年3月に「弁護士情報提供制度に関する規則」を制定し、所属弁護士に関する情報をインターネット上で公開し、広く市民に対する情報提供を行うための施策を実施している。

税理士会においても、利用者の視点に立った上で、社会公共的使命に基づく税理士業務が円滑に遂行できるような情報公開システムを構築していく必要がある。

以 上